

総合税システム周辺機器賃貸借仕様書

奈良市役所 市民税課

令和8年5月

## 1 件名

総合税システム周辺機器賃貸借

## 2 使用状況及び目的

本仕様書は、総合税システム周辺機器賃貸借についての調達仕様を定めるものである。

## 3 借入物品及び数量

項番	品名	指定型番	台数
1	ドキュメントスキャナー	Canon imageFORMULA DR-G2140 5年訪問修理料を含む	3台
2	A3モノクロレーザープリンター	RICOH SP8400 同時購入パックA（1年保守）を含む	1台
3	A3モノクロレーザーLEDプリンター	RICOH SP6510及び550枚増設トレイ6500 同時購入パック（1年保守）を含む	4台
4	ディスプレイ	HP Series 3 Pro 324pf FHDモニター (23.8型)	60台

※奈良市総合税システムの円滑な接続・運用を図るため、同等品は不可とする。

※各機器の稼働に必要な付属品（電源ケーブル、PC接続用ケーブル（HDMI等）、セットアップ用消耗品一式）を含むものとする。）

## 4 搬入場所

奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

## 5 納入期限および賃貸借期間

### (1) 納入期限

令和8年6月30日（火）

### (2) 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

ただし、令和9年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、本市は本契約の変更の申出又は本契約の解除をすることができるものとする。

## 6 機器の搬入および設置

(1) 賃貸借物件の搬入に要する費用は受注者の負担とする。また、梱包材等の廃材の処理についても受注者の責任において実施すること。

(2) 業務時間（原則午前8時30分から午後5時15分）に影響を及ぼすことがないよ

- う、本市担当者と協議の上、安全かつ円滑に実施すること。
- (3) 来庁者、職員及び作業員等の安全に十分配慮すると共に、他の業務に支障が生じないように十分注意すること。
- (4) 作業員リスト、乗り入れ車両リスト等を事前に本市担当者へ提出し、承認を得ること。特に業務時間外、閉庁日の作業が必要な場合は、事前の届出が必要であることから、遺漏が無いよう注意すること。
- (5) 作業員は、施設の入館に際し名札もしくは腕章を着用すること。
- (6) 作業員において施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、受注者の責任において補修すること。
- (7) 使用開始日において問題なく使用が可能な状態にするため納入期限を遵守すること。なお、総合税システムとの接続をはじめとする環境設定及び稼働確認作業については、本市の総合税システムを保守管理する株式会社日立システムズ関西支社（以下「指定保守業者」という。）が行うため、受注者は指定保守業者と連携・調整を図り、円滑に導入・設定できるようにすること。
- (8) 賃貸借期間満了後の回収、撤去に際し、ハードディスク等記録媒体へ記録されたデータは完全消去または破砕し、証明書類にて本市の承認を得ること。これに係る費用は受注者の負担とする。
- (9) 搬入及び設置に際し、施設（床・壁・エレベーター等）を損傷するおそれがある場合は、受注者の負担において適切な養生を施すこと。
- (10) その他、必要となる事項については、本市担当者と協議の上、対応すること。

## 7 保守、保険

### (1) 保守

- ア 受注者は、第3条に定める保守パック（メーカー保証等）を付帯させて納入すること。なお、保守パックの期間終了後における保守・修理については、本市が別途契約する運用保守業者にて実施するため、本契約に基づく受注者の費用負担は発生しないものとする。
- イ 物品の良好な運転状況を保つため、受注者は、指定保守業者及び第3条に定める保守パックの提供元と連携し、奈良市内又はその近郊において迅速な保守対応が可能な体制を確保すること。
- ウ 保守対応時間は、平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日及び年末年始期間（12月29日から1月3日までの期間）を除く）9時から17時までとする。
- エ 本物件の保守に要する経費（部品代を含む。）は、第3条に定める各機器の保守パックまたはメーカー保証の範囲内において受注者が負担するものとする。当該範囲を超えた保守および修理に係る経費については、本契約の対象外とし、本市と指定保守業者が別途締結する契約に基づき処理するものとする。

オ 受注者は、本物件の保守にあたり、指定保守業者と密接に連携し、円滑な保守体制を確保すること。なお、入札にあたっては、指定保守業者との連携に必要な条件等をあらかじめ確認するものとする。

カ 指定保守業者の責に帰すべき事由により、本市または第三者に損害が生じた場合、その賠償責任の負担および対応については、本市、受注者および指定保守業者の三者で別途協議して定めるものとする。

## (2) 保険

ア 賃貸借物件には、受注者の負担において動産総合保険を付すること。

## 8 特記事項

(1) 調達物品は納品時において全て新品であるものとし、正常に作動させるために必要となる部品その他の装置については、記載のない場合であっても、全てこの仕様を含むものとする。

(2) 納入後、使用にあたり必要な事項が記載された日本語のマニュアルを1部備え付けること。

(3) 市民税課担当者との連絡調整及び作業窓口となる責任者を定め、十分に打合せを行うこと。また、納品作業時には、市民税課担当者の指示に従うこと。

(4) 受注者は、本市の定める情報セキュリティポリシー及び「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 令和9年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、本市は本契約の変更の申出又は本契約の解除をすることができるものとする。契約の変更又は解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。

損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、市民税課担当者と協議し、その指示に従うこと。